

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第48条の8第1項の規定に基づく方法書についての経済産業大臣の勧告(令和3年7月6日)は、次に示すとおりである。

経済産業省

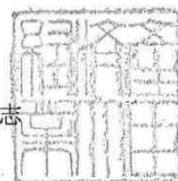
20210113保第8号

令和3年7月6日

株式会社ジェイウインド

代表取締役社長 森本 成 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



株式会社ジェイウインド「(仮称)新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年1月13日付けで届出のあった「(仮称)新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、愛知県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺には、既設の風力発電所に加え、計画中の風力発電所があることから、これらの風力発電所事業者からの情報収集に努め、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域の前面海域は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成28年4月環境省）であることから、造成等による一時的な濁水の影響についても適切に調査、予測及び評価を行うこと。



方法書についての経済産業大臣の勧告に対する事業者の対応は以下のとおりである。

表 7-1 経済産業大臣の勧告に対する事業者の対応

No.	経済産業大臣の勧告	事業者の対応
1	1. 対象事業実施区域周辺には、既設の風力発電所に加え、計画中の風力発電所があることから、これらの風力発電所事業者からの情報収集に努め、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	対象事業実施区域周辺には、既設の風力発電所に加え、計画中の風力発電所があることから、これらの風力発電所事業者からの情報収集に努め、騒音及び超低周波音、風車の影、動物、生態系、景観について、本事業との累積的な影響を調査、予測及び評価しました。
2	2. 対象事業実施区域の前面海域は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成 28 年 4 月環境省）であることから、造成等による一時的な濁水の影響についても適切に調査、予測及び評価を行うこと。	工事期間中、風力発電機の施工ヤード内において発生する濁水等は、沈砂槽に集水し、場内に設置した濁水処理設備等により水処理を行ったうえで、工場敷地内の指定経路から工場外に排出する計画とします。このため、水の濁りに関し、造成等の施工による一時的な影響については、環境影響評価の項目として非選定としました。具体的な工事中の排水については、第 2 章に記載しました。なお、稼働中のトヨタ自動車田原工場風力発電所の設置工事においては、同様の方法で濁水処理を行うことにより、管理基準値を超える濁水は排水しませんでした。

(白紙のページ)